

滝沢市

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
7月12日	1 子ども医療費助成制度の拡充について [要望事項] 1 助成対象者は、高校生等（18歳到達年度末）までとし、対象医療費は入院と入院外とすること。 2 所得制限を撤廃すること。 [内 容] 子ども医療費助成制度については、県内全ての市町村が独自に助成対象者を拡大し、医療費の給付を行っています。本市においても、令和6年4月から受給資格認定に係る所得制限を撤廃し、高校生等までの子どもを対象とした給付を行っています。 助成制度の拡充の内容としては、本市でも取組を開始した助成対象者を高校生等（18歳到達年度末）まで拡げる年齢拡大、所得制限を設けない所得制限撤廃、このほか受益者負担の低減化など附加助成実施などの方法がありますが、これらの拡充内容が市町村毎に異なっております。 子ども医療費助成制度は、子育て支援や少子化対策のひとつであることから、県内全域、全国一律による助成対象者や助成額が統一された基準により実施されることが望ましいと考えております。	各市町村の医療費助成については、それぞれの政策的判断のもとに、単独事業として拡充が進められてきていますが、県では、広域的な視点から、より専門的なサービスの提供を行う役割があることから、県立病院事業に約200億円を繰り出すなど、市町村単位では実施が困難な施策を実施してきたところです。 また、本県のみならず、全国的に支援の拡充が進む中、子ども医療費助成については、全国の自治体から、全国一律の制度の創設が強く求められており、これまでも国に対し、県及び全国知事会において、全国一律の制度を創設するよう要望してきたところです。 県が助成対象を拡大する場合、重度心身障がい児・者など他の助成制度との公平性にも配慮する必要があり、県の政策全体の中で総合的に検討する必要があると考えています。（C）	盛岡広域振興局	保健福祉環境部	C : 1

滝沢市

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
7月12日	2 国県道の整備等について（その1） 〔 要望事項 〕 1 主要地方道盛岡環状線の国道4 6 号から盛岡市境の岩姫橋に至る未整備区間を早期に事業化すること。 ＜要望箇所＞ （1）滝沢市立鶴飼小学校から木賊川交差点までの未整備区間の拡幅改良及び滝沢ふるさと交流館周辺の交通安全及び渋滞対策 （2）滝向地区から篠木地区交差点までの未整備区間の拡幅改良 （3）岩姫橋の架け替え及び岩姫橋から野沢地区までの歩道整備 〔 内 容 〕 滝沢市においては、国道4号、国道4 6号、国道2 8 2号の国道3路線と主要地方道盛岡環状線、一般県道盛岡滝沢線など県道6路線が走っており、これらの国県道が市内道路網の骨格を形成しております。また、市内には東北縦貫自動車道滝沢インターチェンジや滝沢分レ交差点など広域道路網における交通の要所が存在しており、平成3 1年4月には、滝沢インターチェンジと盛岡インターチェンジのほぼ中間地点に滝沢中央スマートインターチェンジが開通したことにより、さらに重要性が高まってきております。 この中にある主要地方道盛岡環状線は、滝沢市内を縦断し、国道4号、国道2 8 2号及び国道4 6号と連結し、県北地域や青森・秋田鹿角方面とを結ぶ物流等の主要幹線道路となっています。さらには、沿道には住宅団地、保育所、小・中学校、市役所等が位置し、多くの市民が通勤・通学等で利用するなど、市民の生活道路としても重要な路線となっております。 この区間は、日交通量で約2万台の車両が行き交い、大型車の混入率が約2 0 %で県内においても高い区間の一つになっています。このような状況にあって、危険箇所の拡幅改良や渋滞対策等の事業を継続的に進めていただいているところでもあります。しかしながら、市内には大型車のすれ違いが難しい旧規格の狭い道路幅員の区間や、両側に歩道が整備されていない区間も多く残っており、車道を歩行せざるを得ない状況となり非常に危険であり、県内でも児童生徒数が多い小中学校に通学する児童生徒を始め、高齢者の交通安全の確保が、喫緊の課題となっております。 このことから、引き続き道路の現状把握に努め、拡幅改良等の事業促進を図るとともに、通過交通量の削減や大型車混入率の低減等、抜本的な課題解決に向けた具体的な方策について、早急に検討する必要があります。 特にも、ふるさと交流館周辺の交差点につきましては、主要渋滞箇所にも指定されており、混雑による社会経済活動の支障や交通安全の確保が急務と考え、早期の対策を強く要望いたします。 盛岡西廻りバイパス北バイパスは、平成2 6年度に策定した「盛岡広域都市圏道路網基本計画」において、2環状6放射の骨格道路網の重要な幹線道路として位置づけられており、物流の強化や混雑状況の緩和、地域の交流連携の促進、盛岡広域都市圏の地域の活力向上に繋がるものとして期待されているものであります。また、国道4 6号西廻りバイパスの4車線化や盛岡南道路の整備により交通状況が変わり、さらに重要性は高まるものと考えられます。つきましては、盛岡西廻りバイパス北バイパスも含めた国道4 6号の上厨川字前湯付付近以北の道路整備について、国、県及び関係市町が一体となり、早期に整備方針の検討の必要があると考え、県主導のもと進めていただきますよう要望いたします。	（1）滝沢市立鶴飼小学校から木賊川交差点間の拡幅改良については、早期の事業化は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。（C） 滝沢ふるさと交流館周辺の交通安全及び渋滞対策については、早期の事業化は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。（C） （2）滝向地区から篠木地区交差点間のうち、滝向地区の滝沢南中学校付近からJ A新しいわて間については、令和2年度に「滝向工区」として事業化し、令和6年度は用地補償を進めてきたところです。今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。（A） 残りの区間については、早期の事業化は難しい状況ですが、事業中の箇所の進捗や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。（C） （3）岩姫橋については、早期の事業化は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向、北上川上流ダム再生事業の計画等を見極めながら総合的に判断していきます。（C） 歩道整備については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性等を考慮しながら整備を進めている状況です。 要望の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。（C）	盛岡広域振興局	土木部	A： 1 C： 5

滝沢市

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
7月12日	2 国県道の整備等について（その2） 〔 要望事項 〕 2 主要地方道盛岡環状線、一般県道盛岡滝沢線の現在事業化されている箇所の事業を促進すること。 ＜要望箇所＞ （1）主要地方道盛岡環状線（滝向地区）の早期完成 （2）都市計画道路下鵜飼御庭田線（鵜飼八人打地区）の早期完成 〔 内 容 〕 国県道の整備等について（その1）と同じ	（1）主要地方道盛岡環状線滝向地区については、令和2年度に「滝向工区」として事業化し、令和6年度は用地補償を進めてきたところです。今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。（A） （2）都市計画道路下鵜飼御庭田線（鵜飼八人打地区）については、平成30年度に事業着手し、令和6年度は改良工事を進めてきたところです。今後とも貴市と連携を図りながら整備推進に努めていきます。（A）	盛岡広域振興局	土木部	A： 2
7月12日	2 国県道の整備等について（その3） 〔 要望事項 〕 3 盛岡広域圏の骨格道路として盛岡西廻りバイパス北バイパスの早期整備に向けた具体的な取り組みを進めること。 ＜要望箇所＞ 国道46号から国道4号滝沢分岐南交差点まで 〔 内 容 〕 国県道の整備等について（その1）と同じ	県では、平成26年度に盛岡広域都市圏道路網基本計画を策定し、盛岡西廻りバイパスを含めた幹線道路ネットワークのあるべき姿を定めたところです。 盛岡西廻り北バイパスの計画については、国及び関係市と連携しながら取り組んでいきます。（C）	盛岡広域振興局	土木部	C： 1

滝沢市

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
7月12日	3 滝沢市ＩＰＵイノベーションパークの拡張について 〔要望事項〕 岩手県立大学の周辺地域におけるＩＴ関連産業集積を進めるため、滝沢市ＩＰＵイノベーションパーク運営協議会の主体として、イノベーションパーク拡張に向けた速やかな取組を進めること。 〔内 容〕 急速に人口減少、少子化が進行する岩手県内にあっては、若年世代の県外流出が深刻な地域の一つとなっており、若い世代の地元への定着又はＵターン等で戻ってくるための施策は喫緊の課題となっています。 特にも、雇用確保については、職業や働き方が多様化する中で、若者が働く場所について、選択肢を多くできるよう自治体の強みを生かしつつ、県や各自自治体が連携した取組が重要となっています。 本市には、岩手県立大学と盛岡大学の２つの大学が立地しており、「学生が主体的に活動するまち」を強みと捉え、施策を展開していますが、その一方、卒業と同時に多くの若者が県外への就職に伴い転出している現状があり、若者が活躍し、根付く地域になるためには、若者が魅力を感じ、選択肢が増えるような働く場所の確保が必要であると分析しています。 北上川バレープロジェクトでは、県央広域振興圏と県南広域振興圏にまたがる北上川流域を産業集積圏域とし、働きやすく、暮らしやすい地域を目指すこととしています。トヨタ自動車やキオクシアを誘致した県南内広域振興圏には大きな成果が生まれているものと思われませんが、川上である県央広域振興圏においても、地域の特色を活かした産業集積に注力する必要があるものと考えられます。 ＩＴは、多くの若者が魅力を感じる業種であるとともに、ものづくりやサービス業など、多種多様な産業との親和性も高いものと捉えており、県内広域の産業の活性化のためにもさらなる拠点化を目指しているところでもあります。同時に、若者の県内への定着化に向け、若者が働く場の選択肢を増やす意味でも、岩手県立大学の高いポテンシャルを生かしたＩＴ関連産業の集積は非常に重要な施策であると考えています。 現状の課題として、貸しオフィス機能を有するイノベーションセンターは、満室であり、また、企業立地の拠点であるイノベーションパークの分譲余地もわずかとなっています。機会損失を防ぐため、拡張に向けた速やかな取組が必要な状況であります。 滝沢市ＩＰＵイノベーションパークの発展は、若者にとって働きやすい仕事の選択肢を増やし、県央さらには県北地域も含めた産業の活性化につながるものと考えております。現在進めている滝沢市ＩＰＵイノベーションパークの拡張整備においては、当初の整備から主導いただいた岩手県としても、主体性を持ち、用地の確保、用途変更等事務手続き、整備後の誘致、産学官連携など、一緒に取り組んでいただきたいと考えております。 本市の取組の１つとして、岩手県、岩手県立大学と連携し推進するために策定した「滝沢市ＩＰＵイノベーションパーク整備計画」に基づき、岩手県立大学のポテンシャルを活かした同大学の周辺地域におけるＩＴ（情報技術）関連産業集積の取組を行っており、現在約３０社のＩＴ関連企業が集積しています。	滝沢市ＩＰＵイノベーションパークは、岩手県立大学のポテンシャルを生かした地域産業の開発力や競争力の向上を支えるＩＴ開発拠点の形成を目指して、滝沢市、岩手県立大学及び県の３者が共同で整備・運営を進めてきたものです。 本年３月には、３者及び支援機関から構成される滝沢市ＩＰＵイノベーションパーク運営協議会において、令和10年度までの運営計画を策定しました。 本計画では、「パーク拡張に関する考え方」として所期の目的実現に資する中長期視点からパーク拡張の検討及び準備作業を開始するとしており、パーク拡張の概要や整備手法を定める整備計画の策定に向けて、貴市を含めた関係者による検討を開始したところです。 県としては、運営計画に掲げる「目指す姿」の実現に向けて、拡張も含めてパークが着実に発展していくよう、引き続き貴市を含めた関係機関と密接に連携して取り組んでいきます。（Ａ）	盛岡広域振興局	経営企画部	A：1

滝沢市

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
7月12日	4 一級河川木賊川遊水地の整備促進について [要望事項] 一級河川木賊川遊水地の整備を促進すること。 [内 容] 本市と盛岡市を流れる木賊川は、河川断面が狭小で部分的に天井川となっており、過去度々浸水被害を受け、平成14年7月の台風6号の豪雨では、越水により1,253世帯に避難勧告が発令され、床上及び床下浸水が115戸に及ぶなど甚大な被害がありました。 平成23年度には分水路の供用がなされ、また、平成29年6月には遊水地整備工事が本格的に着手されたことにより、地域住民も実感できる防災対策が進捗しているものと心より感謝申し上げます。 地域住民は、一日も早くより安全で安心した暮らしを望んでおりますので、より一層の整備促進を要望するものであります。	木賊川の河川改修については、「分水路＋遊水地＋河道改修」の3手法を基本として段階的な整備により事業を進めており、平成23年5月には分水路への通水を開始するなど治水安全度を高めたところです。 平成28年度から遊水地の工事に着手しており、令和6年度も引き続き遊水地の工事を進め、更なる治水安全度の向上に取り組めます。(A)	盛岡広域振興局	土木部	A : 1

滝沢市

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
7月12日	5 砂防施設の整備促進について [要望事項] 砂防施設の整備促進と未着手箇所を早期事業化すること。 [内 容] 滝沢市におきまして、大釜千が窪地内の「高森の沢」、大釜白山地内の「白山の沢」及び上鵜飼地内の「上鵜飼の沢」の3溪流で砂防施設整備事業を進めていただいていることに、心より感謝申し上げます。 市では、各自治会での避難訓練の開催や、よりわかりやすく更新した防災マップを令和5年4月に全戸配布するなどのソフト対策を進めております。 しかし、昨今の気候変動による局地的な集中豪雨など、市民の土砂災害に対する不安は大きく、また、令和6年3月に新たな土砂災害危険箇所26箇所（急傾斜地25箇所、土石流1箇所）の基礎調査結果が公表されたことから、土砂災害警戒区域の指定に向け、説明会の開催等、引き続き連携して取り組む必要があります。 そこで、一層の連携・協力を図り土砂災害対策を推進するとともに、市民の一日も早い不安解消に向け、ハード対策となる砂防施設整備の更なる促進及び未着手箇所についての早期事業化を要望するものであります。	要望箇所の「白山の沢」、「高森の沢」については、砂防施設の整備に向け測量調査設計を進めており、「上鵜飼の沢」については、令和5年度に工事着手し、令和6年度は、堤体工事に着手しました。 引き続き、早期の整備完了を目指して取り組んでいくとともに、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域等の指定や貴市が行う警戒避難体制の整備等を支援するなどのソフト対策を効果的に組み合わせながら土砂災害防止対策を推進することとしています。特に令和6年3月に基礎調査結果を公表した新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」26箇所については、貴市と連携を図りながら、説明会の開催等、区域指定に向けた取り組みを推進します。（A） このほかの未着手箇所については、引き続き、被災履歴や避難所、防災拠点などの保全対象の重要性や緊急性を踏まえて重点化を図るなど県全体の整備状況を考慮しながら順次ハード対策を推進していきます。（C）	盛岡広域振興局	土木部	A : 1 C : 1

滝沢市

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
7月12日	6 原油価格・物価高騰等に伴う事業者支援策の充実について [要望事項] エネルギー・物価高騰等に伴う事業者支援策の充実を図ること。 [内 容] エネルギー・物価高騰が継続しており、地域の中小企業等の経営に影響を及ぼしている状況となっております。 コロナが5類に移行し、経済は回復傾向にあるものと考えられますが、エネルギー・物価高騰の影響を全て価格転嫁することは困難であり、地域の中小企業等の事業継続に影響を及ぼしている状況であります。 今後においては、全ての業種、事業者に対して継続した支援策の実施について検討いただきますようお願いするものであります。	県では、中小企業に対する直接的な支援として、これまで2度にわたって「中小企業者等事業継続緊急支援金」を実施し、中小企業の事業継続を支援してきたところです。 今後、中小企業が事業を継続していくためには、物価高騰に負けない県民の安定した暮らしを実現し、地域経済を活性化させていくことが重要であることから、令和6年度補正予算において前年度から引き続き「物価高騰対策賃上げ支援金」を、また令和7年度当初予算において「中小企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助」を令和5年度以降継続して計上し、中小企業の賃上げ促進に取り組んでいます。 一方で、物価等の高止まりやコロナ禍による過剰債務の影響などを踏まえ、今後も中小企業のニーズに的確に対応した支援が必要であると考えており、それらの支援に要する財源措置について、国に要望しています。(B)	盛岡広域振興局	経営企画部	B : 1

滝沢市

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
7月12日	7 岩手山麓地区における農業水利の安定確保及び農業者負担の平準化について（その1） 〔 要望事項 〕 1 県営農村災害対策整備事業岩手山麓地区について、当初の計画に基づき事業が実施されるよう、引き続き必要な予算を確保すること。 〔 内 容 〕 岩手山麓地区の農業水利施設の多くは、昭和16年度から昭和43年度にかけて整備されたものであるため、経年劣化による老朽化等が進行し、農業用水の安定供給に支障をきたしていることから、現在、国営かんがい排水事業及び県営農村災害対策整備事業により、共に平成26年度から改修事業が実施されています。 しかしながら、当初計画事業費に対する事業進捗率では、国営かんがい排水事業に対し、県営農村災害対策整備事業は低くなっているため、計画に基づいた事業の完了による効果の早期発現等が懸念されているところであります。 また、岩洞ダムの農業用水利用に当たり、農業者は土地改良区を通じダム共有施設の管理費について発電事業を行う県企業局と一定の割合で分担し負担金を支出していますが、そのうち修繕費は、ダム共有施設の修繕工事を実施することで、その工事費に基づき負担金の額が増加することとなっております。 このような中、昨今の米価下落による収入の減少、さらには燃料、肥料などの必要経費は物価上昇などにより高騰しており、農業経営は厳しい状況にさらされております。今後は、国営かんがい排水事業の受益者負担も生じることから、農業者負担の平準化について特段の御配慮をお願いするものであります。	県営農村災害対策整備事業岩手山麓地区は、北部及び南部主幹線用水路の下流部において、国営かんがい排水事業の対象とならない末端支配面積500ha未満の区間を対象に実施しているものであり、令和5年度までに8.2kmの区間で改修を終え、令和6年度は2.2kmの改修を進めているところです。 農業用水の安定供給や溢水による被害の防止に向けて、計画的に事業を推進していく必要があることから、県では、国に対し、令和6年4月、6月、7月、9月、11月及び令和7年1月に農業農村整備事業関係予算の十分な確保等について要望しており、今後も、国に要望してまいります。（B）	盛岡広域振興局	農政部	B：1

滝沢市

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
7月12日	7 岩手山麓地区における農業水利の安定確保及び農業者負担の平準化について（その2） 〔 要望事項 〕 2 国営かんがい排水事業岩手山麓地区の事業期間中に県企業局が実施する岩洞ダムの施設修繕工事について、コストの縮減、工事実施時期の見直し及び各年度の負担金の平準化等により、今後とも持続的な農業経営が維持できるよう、引き続き必要な措置を講じること。 〔 内 容 〕 岩手山麓地区の農業水利施設の多くは、昭和16年度から昭和43年度にかけて整備されたものであるため、経年劣化による老朽化等が進行し、農業用水の安定供給に支障をきたしていることから、現在、国営かんがい排水事業及び県営農村災害対策整備事業により、共に平成26年度から改修事業が実施されています。 しかしながら、当初計画事業費に対する事業進捗率では、国営かんがい排水事業に対し、県営農村災害対策整備事業は低くなっているため、計画に基づいた事業の完了による効果の早期発現等が懸念されているところであります。 また、岩洞ダムの農業用水利用にあたり、農業者は土地改良区を通じダム共有施設の管理費について発電事業を行う県企業局と一定の割合で分担し負担金を支出していますが、そのうち修繕費は、ダム共有施設の修繕工事を実施することで、その工事費に基づき負担金の額が増加することとなっております。 このような中、昨今の米価下落による収入の減少、さらには燃料、肥料などの必要経費は物価上昇などにより高騰しており、農業経営は厳しい状況にさらされています。今後は、国営かんがい排水事業の受益者負担も生じることから、農業者負担の平準化について特段のご配慮をお願いするものであります。	この施設は、ダム本体のほか、取水堰堤6か所、溪流取水施設7か所、揚水施設1か所、水路11か所等があり、計画的な修繕を進める必要があります。 特に、運用から約60年経過した現在、高経年化による劣化が進行している施設の機能回復を図ることが喫緊の課題となっています。 修繕費を含む負担金額については、毎年、岩手山麓土地改良区と協議しておりますが、これまで農業者負担を軽減するため、高耐久性材料の採用による耐用年数の延伸や近傍工事の一括発注等のコスト縮減、長期的な施設修繕計画による経費負担の平準化などに努めてきたところです。 今後におきましても、農業者を取り巻く状況や見通しについて、岩手山麓土地改良区や共同事業者である東北農政局等と意見交換しながら、事業費の精査や事業期間の見直しなど、農業者負担の平準化に配慮し、農業用水の安定供給を確保するための修繕計画を検討していきます。（B）	盛岡広域振興局	経営企画部	B : 1

滝沢市

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
7月12日	8 物価高騰における農業者支援について [要望事項] 1 物価高騰を続けている生産資材・エネルギー・機械経費等について、緊急的な価格抑制対策又は農業者に対する支援を講じること。 2 高騰した経費が農畜産物の取引販売価格に反映されていない状況であることから、適正な価格形成が行われる環境を整備するとともに、消費者に対しても経費に見合った適正価格の理解促進に向けた取組を進めること。 [内 容] 世界的な景気回復による国内外の需要増、海運運賃の上昇、円安基調などにより、依然として農業生産資材等の価格が高騰していることから、農業者の農業経営の安定化を図るための対策を講じていただくとともに、国へ要請していただきますよう要望します。	1 県では、これまで、全国知事会と連携しながら、国に対し、生産資材等の価格高騰対策の拡充などを提言するほか、農業経営の安定に向け、肥料や飼料の価格上昇分を補填する国事業の活用を進めるとともに、県独自に、肥料コスト低減に必要な機械導入、農業共同利用施設の省エネ化への支援などを実施しており、令和6年度一般会計補正予算（第9号）においても、県独自に、配合飼料購入費の価格上昇分への支援や和牛繁殖経営の生産費の上昇分への支援、肥料コスト低減等に向けた機械導入等への支援を行っています。 また、「施設園芸等燃料価格高騰対策」を恒久的な制度とすることや「配合飼料価格安定制度」の拡充、「国内肥料資源利用拡大対策事業」及び「肥料原料備蓄対策事業」の継続など、国に対して要望しているところです。 加えて、化学肥料の使用量を低減する堆肥等の活用や飼料基盤を積極的に活用した自給飼料の生産拡大を推進しており、引き続き、農業経営の安定が図られるよう、生産コスト低減や収益性の向上に取り組んでいきます。（B） 2 先般成立した改正食料・農業・農村基本法において、食料に関する基本的施策として、「適正な価格形成に向けた食料システム全体での仕組みの構築」が掲げられているところであり、県では、改正法に基づく具体的な施策について注視するとともに、国に対し、再生産に配慮した適正な価格形成の実現及び国民理解の醸成を図るよう要望しています。 また、厳しい経営環境におかれている農業者の状況を踏まえ、国に対し、飼料や肥料等の価格高騰対策や、多様な農業者のニーズを踏まえた効果的なセーフティネットの構築など、引き続き、必要な対策を要望していきます。（B）	盛岡広域振興局	農政部	B：2

滝沢市

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
7月12日	9 水田活用の直接支払交付金に係る対象要件の見直しについて 〔 要望事項 〕 令和4年度から令和8年度までの5か年において、水稲作付けによる水張りを行わない水田について、交付対象水田から除外するという要件の見直しを図ること。 〔 内 容 〕 担い手が不足している地域においては、担い手へと農地の集積が進められていますが、今回の方針により設定された要件によって、集積された農地を所有者へと返す意向の農業者も見受けられます。返された農地においても、土地所有者が営農再開する可能性は低いと考えられることから、耕作放棄地等が各地で増加する可能性が高く、食料安全保障に関わる問題でもあると思われるため、水張り要件の徹底という方針を見直すことについて、国へ要請していただきますよう要望します。	県では、「水田活用の直接支払交付金」の見直しについて、国に対し、地域の実情を十分に踏まえた運用とすることや、地域農業に与える影響を丁寧に検証し、必要な対策を講じることなどを要望しているところです。 今般、国は、水田政策について令和9年度から根本的に見直す方針を示したことから、県では、国の動向を注視しながら、地域の実情を十分に踏まえ、農業者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができる制度となるよう国に働きかけていきます。（B）	盛岡広域振興局	農政部	B : 1

滝沢市

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
7月12日	10 自治公民館等集会施設整備への財政的支援の充実について 〔 要望事項 〕 コミュニティ組織が事業実施主体となる自治公民館等集会施設整備への財政的支援を充実すること。 〔 内 容 〕 「自治公民館等集会施設」は、地域コミュニティ活動の拠点としての役割に加え、地域の防災や福祉の活動拠点としての役割を担い、地域課題を解決するため、様々な団体が連携・協力して主体的に活動を行う拠点としての機能が求められております。 （一財）自治総合センターが行うコミュニティ助成事業におきまして、これまで本市から申請した自治会が採択をいただくなど、県の御支援に心より感謝申し上げます。 しかしながら、本市の「自治公民館等集会施設」の多くが老朽化等の課題を抱えており、引き続き施設の建て替えや増築、改修等の整備の必要性が増しております。 こうしたことから、施設建設費はもとより用地取得や造成、老朽施設の撤去及び解体処理等への補助対象の拡充等を含め、財政的支援の充実について、県から国へ働きかけていただくよう要望いたします。	自治会館等集会施設整備への支援については、（一財）自治総合センターが行うコミュニティ助成事業における令和6年度コミュニティセンター助成事業において、貴市から申請のあった自治会が採択になったところです。 県としては、引き続き、コミュニティ助成事業に関する支援を行うとともに、地域の実情をお伺いしながら、必要に応じ当該センターや国への働きかけを検討していきます。（B）	盛岡広域振興局	経営企画部	B : 1

滝沢市

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
7月12日	11 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の期間延長について 〔 要望事項 〕 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）特例措置の期間延長を実施すること。 〔 内 容 〕 平成28年度に開始された地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）は、地方創生のさらなる充実・強化の実現を図るため、地方公共団体によるプロジェクトと企業の寄附により、地方創生の推進を図る制度として創設され、令和2年度の拡充・延長措置を経て現在に至っております。 本制度における寄附件数、寄附額とも、全国的に年々増加している状況であり、寄付を行う企業及び地方自治体の本制度の理解が深まり、双方のメリットが時間経過とともに浸透してきたものと推察されます。 本市におきましても制度の活用をとおして、新たな企業との連携や企業誘致に繋がるなど、地域課題の解決及び魅力向上に寄与しており、地方創生を推進する重要な事業と捉えております。 しかしながら、企業版ふるさと納税の適用期間が令和6年度までとされていることから、国においては企業版ふるさと納税特例措置のさらなる期間延長を実施するよう、県からも働きかけていただきますよう要望いたします。	地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）は、令和2年度の制度改正において、税額控除割合の引き上げ、地域再生計画に記載する事業の大括り化による手続の簡素化などの拡充が行われ、寄附件数及び寄附額が伸びている状況にあります。官民協働による地方創生の充実・強化に向けた重要な施策となっていることから、県では、令和6年6月7日の国に対する「令和7年度政府予算提言・要望」において、令和6年度までとなっている制度の適用期限の令和7年度以降への延長及び制度の自由度の拡大等について要望を行ったところです。 国では、令和7年度税制改正大綱において、制度の適用期限を3年延長するとされたところです。（A）	盛岡広域振興局	経営企画部	A：1